

事業適応の実施に関する指針

1 事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項

一 基本認識

我が国の事業者は、人口減少社会などの構造的変化に加えて、米中貿易摩擦に代表される保護主義的な動きの台頭、地政学的リスクの高まり、急激な気候変動や自然災害、非連続な技術革新などの外生的・突発的に生ずる環境変化に常に晒されている。

こうした山積する課題に対し、成長戦略としての2050年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、今後の我が国の産業の基盤となることが見込まれる分野における生産及び販売の拡大など、必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要である。併せて、サプライチェーンの再構築をはじめとするレジリエンスの強化も進めていく必要がある。

このため、産業競争力強化法（以下「法」という。）において、デジタルトランスフォーメーションや、カーボンニュートラルの実現に向けた生産工程効率化等設備（法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。以下同じ。）の導入や、産業競争力基盤強化商品（同条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。以下同じ。）の生産及び販売の拡大に向けた取組を「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図るものである。

二 事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定に基づき認定を行うに当たっては、事業適応計画の実施期間（産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条の二第五項に規定する実施期間をいう。以下同じ。）の終了時を含む事業年度（以下「計画終了年度」という。）以前において、事業適応計画に定める事業を行うことにより、次のイ又はロに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ又はロに定める生産性の向上に関する目標又は新たな需要の開拓に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ 情報技術事業適応

① 情報技術事業適応による生産性の向上に関する目標

計画終了年度における情報技術事業適応を実施する事業者単位の計算において、次のいずれかとする。

- (1) 減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、事業適応計画の開始の直前の事業年度（以下この号及び第二項第一号において「基準年度」という。）における当該値より二以上上回ること。
- (2) 固定資産回転率の値が、基準年度における固定資産回転率の値より五パーセント以上上回ること。
- (3) 従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より六パーセント以上上回ること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善すること。

② 情報技術事業適応による新たな需要の開拓に関する目標

計画終了年度における情報技術事業適応を実施する事業者単位の計算において、減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が基準年度における当該値より二以上上回ること。

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応

① エネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標

- (1) 生産工程効率化等設備の導入を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標は、事業者全体若しくは生産工程効率化等設備を導入する事業所のうち基準年度の炭素生産性（付加価値額をエネルギー起源二酸化炭素排出量で除して算出する指標。以下同じ。）の数値が存在する事業所において次の（イ）、（ロ）若しくは（ハ）のいずれかを満たすこと又は生産工程効率化等設備を導入する事業所のうち基準年度の炭素生産性の数値が存在しない事業所において次の（ロ）若しくは（ハ）のいずれかを満たすこととする。また、事業所を単位として設定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する目標については、当該事業所のエネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量という。以下同じ。）がエネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始の初年度（基準年度の炭素生産性の数値が存在しない事業所にあつては、エネルギー利用環境負荷低減事業適応開始後三年以内に設定した年度（以下「目標年度」という。））において三千キロリットル（原油換算）以上である場合又は当該事業所を有する事業者が中小企業者等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の五第三項第一号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の十二の六第二項第一号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）である場合に限る。なお、基準年度と目標年度の炭素生産性を適切に比較することが困難な場合に限り、エネルギー使用量が標準的な年度等を基準年度とみなすものとする。

（注1）生産工程効率化等設備とは、法第二条第十三項の規定に基づき、生産工程効率化等設備に関する命令（令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）に定められた設備をいうものであり、基本的な要件は次のとおりである。

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に資する設備（機械若しくは装置、器具若しくは備品、建物附属設備若しくは構築物若しくはこれらを組み合わせたもの又は車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）をいい、広く一般に流通している照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）を除く。）のうち、設備の導入前後の炭素生産性を一パーセント以上向上させるもの。

- （イ） 目標年度における炭素生産性の数値が、基準年度における炭素生産性の数値より十五パーセント以上（中小企業者等の場合は、十パーセント以上）上回ること。

（注2）租税特別措置法第十条の五の五第一項及び第四十二条の十二の六第一項の規定により特別償却の適用を受けようとする者並びに同法第十条の五の五第三項（第二号イ又は第三号に係る部分に限る。）及び第四十二条の十二の六第二項（第二号イ又は第三号に係る部分に限る。）の規定により税額控除五パーセント（中小企業者等の場合は、十パーセント）の措置の適用を受けようとする者にお

いては、基準年度における炭素生産性の数値より十五パーセント以上（中小企業者等の場合は、十パーセント以上）上回ることを目標とし、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとして、税額控除十四パーセントの措置の適用を受けようとする中小企業者等においては、同基準のとおり基準年度における炭素生産性の数値より十七パーセント以上上回ることを目標とし、同令第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとして、税額控除十パーセントの措置の適用を受けようとする者においては、同基準のとおり基準年度における炭素生産性の数値より二十パーセント以上上回ることを目標とするものである（以下この(1)において同じ。）。なお、目標年度の炭素生産性の算出に際しては、基準年度の炭素生産性の算出に用いた排出係数を用いること（以下この(1)において同じ。）。

(ロ) 当該事業所の目標年度における炭素生産性の数値が、当該事業所の属する事業者全体の基準年度における炭素生産性の数値より十五パーセント以上（中小企業者等の場合は、十パーセント以上）上回ること。ただし、「事業者全体」とあるのは、「設備を導入する事業所で営む事業と同種の事業を営む事業所全体」と読み替えて適用することができるものとし、これに加えて業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)に相当する炭素生産性の向上を示す他の指標の改善が達成されること。

(2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始の日が属する事業年度から起算して五年目に該当する事業年度におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施する事業者単位の計算において、次のいずれかとする。

(イ) 減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、基準年度における当該値より二以上上回ること。

(ロ) 固定資産回転率の値が、基準年度における固定資産回転率の値より五パーセント以上上回ること。

(ハ) 従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より六パーセント以上上回ること。

(ニ) 上記(イ)から(ハ)までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

② エネルギー利用環境負荷低減事業適応による新たな需要の開拓に関する目標

(1) 産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応による新たな需要の開拓に関する目標は、産業競争力基盤強化商品の生産を行うために新規に導入した設備（これと

ともに当該産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産を含む。)を用いて当該産業競争力基盤強化商品を生産し、販売することにより、計画終了年度以後にその生産数量及び販売数量が十分に増加していることとする。

(注3) 産業競争力基盤強化商品を生産するための設備の新規導入は、当該設備の新規導入を決定する上で、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定が不可欠であるもの又は重要な考慮事項であるものに限るものとし、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号)の施行の日以後に、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合には、設備の新規導入がなされたものとする。加えて、設備の新規導入その他の事業適応の実施については、令和九年三月三十一日までに開始する計画とするものとする。

(注4) 産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、事業適応計画の実施期間中に生産数量及び販売数量が十分に増加するよう、新規の設備導入に係る新規投資額及び事業適応計画の実施期間中に実現する年度あたりの生産数量の最大値について、産業競争力基盤強化商品ごとに事業分野別実施指針(法第二十一条の二十一第一項に規定する事業分野別実施指針をいう。以下同じ。)に規定する数値を上回る計画とするものとする。

(注5) 当該産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産は、事業者が事業適応計画に記載する事業適応を行う場所の住所において新規導入する設備及びその住所において現に有する設備並びに自動車産業の事業適応の実施に関する指針(令和三年経済産業省告示百六十号)第三号ロ(2)に規定する生産設備とする。また、これらの設備の合計金額については、新規導入する設備については予定する取得価額を、現に有する設備については当該設備の取得価額と当該設備の取得の日から事業適応計画の申請日までに支出した当該設備の修繕費の額との合計額を記載する。

(2) 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応による新たな需要の開拓に関する目標は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始の日が属する事業年度から起算して五年目に該当する事業年度(産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応の場合においては十年目に該当する事業年度)におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施する事業者単位の計算において、事業適応に係る商品又は役務の売上高(産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応の場合においては販売数量)の伸び率を百分率で表した値(当該値が正の値である場合に限る。)が、過去五事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高(産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応の場合においては販売数量)の伸び率の実績値を百分率で表

した値から三以上（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応の場合においては、百分率で表した値から十以上）上回ること。

三 財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定により認定を行うに当たっては、次のイ又はロに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ又はロに定める事業適応を実施する事業者全体における財務内容の健全性の向上に関する目標（これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。）の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ 情報技術事業適応 次の①及び②を満たすこと。

① 事業適応計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。

② 事業適応計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応 事業適応計画の終了年度（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、エネルギー利用環境負荷低減事業適応開始から五年目に該当する事業年度（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応の場合においては十年目に該当する事業年度）における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

2 事業適応の内容に関する事項

一 事業適応の定義に関する事項

イ 産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化

法第二条第十二項柱書の産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化とは、事業者を取り巻く事業環境の変化であって、その事業に影響を与え、又は与え得るものとする。

ロ 取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定

法第二条第十二項柱書の取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定とは、事業適応を実施しようとする者における組織的な意思決定（個人の場合はその個人による意思決定）を指し、一事業部門及び一事業拠点の長などの個別的な意思決定を除くものをいうものとする。ただし、個人については、その意思決定を証するものとして、事業適応計画に定める事業に係る資格や認可の取得等を前提に、経営の方針に係る決定があったものとする。

ハ 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの

法第二条第十二項第一号の情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うものとは、次のいずれにも該当するものをいうものとする。

① 次に掲げるいずれかの取組類型に該当すること。

(1) 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の一パーセント以上となることが見込まれるものであること。

(2) 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造

原価より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

(3) 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品若しくは役務の提供に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費若しくは当該商品若しくは役務の提供に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

② クラウドシステム（電子計算機、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）又はデータベース（データの集合体であって、特定の事業適応計画に係るデータを電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものをいう。）の集合体であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じてデータの処理又は保管等の役務を他者に提供し、又は提供することを可能とするよう構成されたものをいう。）を活用して行うものであること。

③ ①(1)から(3)までに掲げる取組において、既存の内部データと次に掲げるデータ（個人の場合は(3)を除く。）の全部又は一部とを連携し、有効に利活用するものであること。

(1) 親会社等（認定事業適応事業者の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）、子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。以下この③において同じ。）及び当該認定事業適応事業者以外の当該親会社の子会社をいう。(2)において同じ。）以外の他の会社（個人の場合はその個人以外の他の者）の有するデータ

(2) 親会社等の有するデータ（漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるものに限る。）

(3) 個人の有するデータ

(4) 認定事業適応事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータ

二 エネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの

法第二条第十二項第二号のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うものとは、生産工程効率化等設備の導入又は産業競争力基盤強化商品の生産及び販売その他エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組を行うことにより、生産性の向上又は産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の増加を図ることをいうものとする。これに加えて、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組が、事業者の持続的な競争力の強化に寄与することをいうものとする。

二 事業適応の認定要件に関する事項

イ 事業適応計画の円滑かつ確実な実施

法第二十一条の二十二第四項第二号の事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該事業適応の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術

力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の開始に必要な資金の調達が可能でないことをいうものとする。

ロ 持続的なものと見込まれるもの

法第二十一条の二十二第四項第三号の持続的なものと見込まれるものであることとは、当該事業適応により達成する高い生産性又は新たに開拓する需要が一過性のものではなく、当該事業適応計画の実施期間の終了後において、これらを維持し、又は更なる生産性の向上若しくは需要の開拓をすることが見込まれることをいい、加えて、第一項第三号の財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることをいうものとする。

3 事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

一 事業適応に係る金融支援制度の趣旨・目的

当該制度は、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して事業者が戦略的な事業適応を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である資金供給を支援するためのものであり、認定事業適応事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業適応事業者の資金調達の円滑化を図るものである。

そのため、当該制度に基づく資金の貸付けを行うに当たっては、次のイ及びロに該当することを要件とする。

イ 認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し貸付けを行わない場合にあってはこの限りでない。

ロ 当該資金の貸付期間が五年以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあっては、その貸付期間が七年以上であること。

二 認定事業適応事業者の満たすべき要件

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に係る認定事業適応事業者は、次のいずれも満たすこととする。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、二、リ及びヌの規定を満たす必要はない。

イ 環境への負荷の低減に関する長期的かつ野心的な目標（以下「長期目標」という。）を前提に、それを実現するための期末目標及び期中目標を設定すること。

ロ 長期目標、期末目標及び期中目標の設定方法を示すこと。

ハ 期末目標として、計画終了年度における目標を設定すること。

ニ 期中目標として、当該資金の貸付期間中において三つ以上の目標を設定すること。期中目標間の間隔は三年以内とし、最初の期中目標は当該貸付けの日から二年以内、最後の期中目標は貸付期間の終了日の前二年以内（貸付期間が十年以上の場合においては、貸付日から八年を経過した日から十年を経過した日までの間のいずれかの日）に設定することとする。

ホ 長期目標及び期末目標及び期中目標を実現するための戦略（以下単に「戦略」という。）を策定すること。

ヘ 戦略を実行するための投資計画を策定し、可能な範囲で透明性を確保すること。

ト 戦略の実効性を担保するための管理体制を構築すること。

チ 気候変動が自社の事業活動において重要となることを示すこと。

リ 一年に一回以上、期末目標及び期中目標に関する実施状況を、借入れを行う金融機関に対して提供すること。

ヌ 原則として、期末目標及び期中目標の達成状況について第三者機関による評価を依頼し、一年に一回以上の検証を受けること。

三 公庫及び指定金融機関が業務を行う上で配慮すべき事項

イ 認定事業適応事業者が指定金融機関に対して、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金についての借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業適応事業者の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

ロ 指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十条に規定する金融機関の他、認定事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合又は公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあってはこの限りでない。

ハ 認定事業適応事業者（エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。）が指定金融機関に対して、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金についての借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、前号に掲げる項目に関して、当該事業適応計画が環境への負荷の低減に関する国際的な方針その他これに準ずるものと整合的であることを示す認証に係る十分な審査能力を有する外部評価機関による当該認証を得ていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

ニ 公庫が行うツーステップ・ローン（法第二十一条の二十四第一項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）及びツーステップ・ローンを受けて指定金融機関が行う貸付けについては、次の①から③までに定めるところにより実施するものとする。

① 指定金融機関による貸付けの利率は、直近の金融情勢等に応じ、その原資が財政投融資資金であることを踏まえて定めるものとする。

② 指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。

③ 公庫は、指定金融機関から貸付けの申請を受けた場合には、当該指定金融機関に対して、速やかに、必要な資金の貸付けを行うことができるよう、貸付けの条件その他基本的な事項をあらかじめ定める等の必要な措置を講じるものとする。この場合において、公庫による指定金融機関に対する貸付けの利率は、国から公庫に対する財政投融資資金の貸付けの利率と同一の率とする。

ホ 公庫が行う利子補給金の支給（法第二十一条の二十四第一項第二号の規定による利子補給金の支給をいう。以下同じ。）及び利子補給金の支給を受けて指定金融機関が行う貸付けは、次の①から⑥までに定めるところにより実施するものとする。

- ① 指定金融機関による貸付けの利率は、利子補給適用後の金利が〇・〇五パーセントを下回らないものとするとともに、公庫からの利子補給を受けていることも踏まえて定めるものとする。
- ② 利子補給金の支給の対象となる融資額は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり五百億円を限度とする。
- ③ 利子補給金の支給期間は、当該資金の貸付けの日から十年を経過した日又は貸付期間の終了日のいずれか早い日までの間とする。
- ④ 利子補給率は、当初は〇・一パーセントとし、認定事業適応事業者が設定した期中目標を達成した場合は〇・二パーセント、達成しない場合には〇パーセントとする。
- ⑤ ④後段に規定する利子補給率は、期中目標の設定日におけるその達成状況について指定金融機関が確認を行って適用する。
- ⑥ 公庫は、指定金融機関から利子補給金の支給の申請を受けた場合に、当該指定金融機関に対して、必要な利子補給金の支給を行うことができるよう、利子補給金の支給の条件その他基本的な事項をあらかじめ定める等の必要な措置を講じるものとする。

へ 公庫及び指定金融機関は、認定事業適応計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

4 関係行政機関の長の間における連携の促進

関係行政機関の長は、この指針に照らして、事業者の事業適応に係る取組を支援するに当たっては、十分に連携して実施するものとする。

5 その他事業適応に関する重要事項

一 事業適応に係る資金調達の円滑化を支援するに当たっての配慮

主務大臣は、認定事業適応事業者に対して、適切かつ確実に金融支援が実施されるように、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。また、主務大臣は、法第二十一条の二十四第一項第二号の規定を踏まえ、事業者に対して、適切かつ確実に金融支援を実施する観点から必要な情報を求めることができる。

二 主務大臣は、事業適応に係る金融支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないように、必要な指導・監督を行うものとする。

三 主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定に基づき認定を行うに当たっては、事業適応計画の認定申請を行った事業者が次のいずれにも該当しないことを認定の要件とする。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ロ及びハにおいて「暴力団員等」という。）

ロ 法人であって、その役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

四 適切な個人情報の取扱い

情報技術事業適応を行う事業者においては、従前に比して個人情報を取り扱う機会が大きく増大し、また昨今、機微な個人情報の漏洩事故が発生していることも踏まえ、事業者は個人情報の適正な取扱いを確保する必要がある。個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）における個人情報取扱事業者に該当する事業者が、事業適応を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年

個人情報保護委員会告示第六号) に沿って、業務上取り扱う個人情報の安全管理措置をあらためて徹底する必要がある。

五 適切な情報セキュリティ対策の実施

事業者が保有する顧客の個人情報や重要な技術情報等を狙うサイバー攻撃は増加傾向にあり、その手口も巧妙化している背景を踏まえ、情報技術事業適応を行う事業者においては、当該事業者自ら適切な情報セキュリティ対策を実施する必要がある。このため、事業者が事業適応を実施するに当たっては、情報セキュリティポリシーの策定や不正アクセス防止に向けた対応策の確立など、組織面及び技術面での情報セキュリティ対策を適切に実施していることを再確認しなければならない。

六 対外経済環境の変化を踏まえた対応の実施

事業者は、我が国を取り巻く対外経済環境が不確実性を増している状況を再認識し、特に我が国産業の基盤となる分野におけるレジリエンスの必要性を意識した上で、事業適応を実施するよう努めなければならない。

七 生産工程効率化等設備に関する事項

生産工程効率化等設備の導入を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定申請書の提出する際に添付する当該事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類は、事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（令和六年財務省、経済産業省告示第三号）の施行の日以後に取締役会その他これに準ずる機関によりされた決議又は決定に係るもの（同日前に決議又は決定がされた経営の方針につき、導入することが決定されている設備と比較してエネルギー消費効率が向上する設備へ変更するなど、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きいことが認められる変更が行われ、同日以後に改めて当該経営の方針の決議又は決定がされた場合のその決議又は決定に係るものを含む。）に限るものとする。

八 産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に関する事項

産業競争力基盤強化商品は、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものであることから、当該産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、次のイからニまでの要件を満たすものとし、また、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する自動車、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、併せてホの要件も満たすものとする。

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間を通じて、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画において生産する産業競争力基盤強化商品の市場創出に向けて、技術優位性の確立を含め生産性を向上し、需要を拡大することで、付加価値の創出を実現するための取組の方針を示していること。

（注6）付加価値の創出を実現するための具体的な目標として、事業適応計画の実施期間内において産業競争力基盤強化商品の販売を行う各事業年度別の付加価値率（付加価値率は事業適応を実施する事業所における付加価値額を同事業所の売上高で除したもの（ただし、業態特性や固有の事情等により事業所における付加価値額を算定することが事業適応の目的に照らし不適切な場合には、「事業所」を「事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係る事業」に読み替えることができるものとする。））の目標値を示すこと。なお、計画終了年度

の付加価値率の目標値は、事業分野別実施指針に規定する数値を上回る目標とし、かつ、付加価値率の目標値の達成に向けて事業適応計画の実施期間を通じて円滑かつ着実に取り組むものとする。

ロ 生産及び販売を行う産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針及び当該取組方針に係る数値目標を示していること。なお、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う各事業年度において、当該数値目標は、産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に規定する数値を上回る数値とするものとする。

ハ 産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化の中でも、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に沿って、当該産業競争力基盤強化商品の主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針を示していること。

(注7) 上記に加え、新たな生産拠点を立地する計画については、活力ある持続可能な地域社会を実現するために、地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組む計画とするものとする。

ニ 継続的な賃上げその他の事業適応に必要な人材の確保に向けた取組に関する方針を示していること。

ホ 当該計画における産業競争力基盤強化商品の生産、使用及び廃棄をする段階における二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示しており、かつ、当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方針を示していること。

(注8) 二酸化炭素排出量の削減量の算定に当たっては、当該産業競争力基盤強化商品の区分ごとに以下に掲げる商品との比較を行うこと。

- ① 自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。
） 自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものに限る。
。）
- ② 鉄鋼 高炉又は転炉を使用して製造された鉄鋼
- ③ 基礎化学品 化学製品の原材料である化学品であって化石燃料に由来するもの
- ④ 燃料 化石燃料

6 備考

この告示における各種目標における項目の計算方法は、次のとおりとする。

一 第一項第二号イの各項目の計算方法

イ 固定資産回転率

固定資産回転率＝売上高／（有形固定資産の帳簿価額＋ソフトウェアの帳簿価額）

ロ 付加価値額

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

二 第一項第二号ロにおける各項目の計算方法

イ 炭素生産性

炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量

ロ 付加価値額

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

ただし、「営業利益」とあるのは、「売上総利益」と読み替えて適用できるものとし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

ハ エネルギー起源二酸化炭素排出量

生産工程効率化等設備に関する命令の規定を準用する。

三 第一項第三号の計算方法

イ 有利子負債

有利子負債＝借入金＋社債＋リース債務

ロ 運転資金

運転資金＝売上債権＋棚卸資産－仕入債務

ただし、上記計算において、売上債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権（延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。）を、売上債権に準ずるものとみなす。

ハ 信用度の高い有価証券等

信用度の高い有価証券等に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

① 「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券）
- (3) 特殊債（政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券）
- (4) 金融債
- (5) 格付機関による直近の格付符号が「ＢＢＢ」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券及び株式（日本国外において発行されているものを含む。）
- (6) 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債
- (7) 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、並びに証券取引所上場会社の発行している非上場株式
- (8) 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券（日本国外において発行されているものを含む。）
- (9) 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券
- (10) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券
- (11) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券
- (12) その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、(5)から(11)までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株式の発行会社の財務内容及び事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合（例えば、日本国外において発行された債券の発行地の政府が、当該債

券についてデフォルトを行った場合等）は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。

また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合においては、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

② 評価額の計算方法

①(1)から(12)までに掲げる資産の評価額の計算方法は、次の(1)から(5)までに掲げる資産の種類ごとに、それぞれに定める方法とする。

- (1) 国債 時価評価額に九十五パーセントを乗ずること。
- (2) 政府保証債 時価評価額に九十パーセントを乗ずること。
- (3) 株式 時価評価額に七十パーセントを乗ずること。
- (4) その他の債券 時価評価額に八十五パーセントを乗ずること。
- (5) ①(12)に掲げる資産 主務官庁の判断する方法によること。

ニ 留保利益

留保利益＝経常利益－法人税等－社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

- ① 「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて計算することができる。
- ② 「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

ホ 減価償却費

「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

ヘ 引当金

「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

- ① 賞与引当金
- ② 退職給付引当金
- ③ 特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

ト 経常収入

経常収入＝売上高＋営業外収益－売上債権増加＋前受金増加＋前受収益増加－未収入金増加－未収収益増加

チ 経常支出

経常支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－仕入債務増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加（未払い税金含む）－未払費用増加－引当金増加（特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。）

なお、上記ト及びチの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額（減少した場合は当該減少額に－1を乗じた額）とする。

附 則（令和六年三月三十日財務省・経済産業省告示第三号）

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現にされている産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定の申請及び同法第二十一条の十六第一項の規定による変更の認定の申請に係る事業適応計画については、なお従前の例による。

附 則（令和六年九月二日財務省・経済産業省告示第八号）

この告示は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

附 則（令和七年三月二十五日財務省・経済産業省告示第四号）

この告示は、令和七年三月二十五日から施行する。

附 則（令和七年三月三十一日財務省・経済産業省告示第六号）

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にされている産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請及び同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請に係る事業適応計画については、なお従前の例による。